

◎開議の宣告

- 佐藤清春 議長 おはようございます。
ただいまから本日の会議を開きます。
-

◎議会運営委員の辞任について

- 佐藤清春 議長 日程第1、議会運営委員の辞任についてを議題といたします。
12月8日、17番菅原恵悦議員から、議会運営委員を辞任したいとの申し出がありましたので、委員会条例第14条の規定により、議長が許可いたしました。
-

◎議会運営委員の選任について

- 佐藤清春 議長 日程第2、議会運営委員の選任についてを議題といたします。
議会運営委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、16番佐々木誠議員を議長が指名いたします。
-

◎同意第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 佐藤清春 議長 日程第3、同意第8号監査委員の選任についてを議題といたします。
お諮りいたします。
ただいま議題となっております同意第8号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、同意第8号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。
説明を求めます。市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

- 五十嵐忠悦 市長 ただいま議題となりました同意第8号監査委員の選任についてでございます。横手市監査委員に次の者を選任いたしたく、議会の同意を求めようとするものでございます。
横手市十文字町陸合にお住まいの菅原恵悦氏、昭和22年12月13日のお生まれでございます。
地方自治法第196条第1項の規定により同意を求めようとするものでございます。よろしくお願いたします。

- 佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 討論なしと認めます。

ただいまから、同意第8号を起立により採決いたします。

本案はこれに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○佐藤清春 議長 起立全員であります。したがって、同意第8号はこれに同意することに決定いたしました。

◎請願23第4号の継続審査の申し出について

○佐藤清春 議長 日程第4、請願23第4号増田地域ソフトテニス活動の練習、試合場所確保については、総務文教常任委員長から目下委員会において審査中の事件につき、会議規則第104条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

総務文教常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

◎陳情23第21号の継続審査の申し出について

○佐藤清春 議長 日程第5、陳情23第21号軽自動車の納税証明書については、総務文教常任委員長から目下委員会において審査中の事件につき、会議規則第104条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

総務文教常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

◎議案第130号～陳情23第28号の委員長報告、質疑、討論、採決

○佐藤清春 議長 日程第6、議案第130号横手市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例より日程第26、陳情23第28号消費税によらない最低保障年金制度の創設を求めることについてまでの21件を一括議題といたします。

厚生常任委員長の報告を求めます。厚生常任委員長。

【厚生常任委員長（28番阿部正夫議員）登壇】

○阿部正夫 厚生常任委員長 厚生常任委員会委員長報告を行います。

今定例会において厚生常任委員会に付託になりました議案12件、陳情9件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

初めに、議案第130号横手市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第131号横手市障害者支援施設設置条例の一部を改正する条例について、主な質疑と答弁を申し上げますと、これからの方向性についての質疑に対し、当局より、3月末までに障害者自立支援法にのっとり新しいサービスを提供することになる。ただ、新しい法律をつくり、平成25年8月から施行したいという国の動向がある。今年の8月にその骨格が提言され、内容は自立支援法と大きく変わっている。平成24年度中には詳細が見えてくるものと思う。その後、横手市として検討を重ね、方向性を提示したいと思う。自立支援法になると3障害全部の対応となるが、旧の施設の体系をある程度崩さないで行っている状況である。今後もこの状態を継続していく考えだが、利用を希望される方々については社会福祉課障がい担当で相談、対応していくとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第138号公の施設の指定管理者の指定について、横手市障害者支援施設ひまわり社の主な質疑と答弁を申し上げますと、指定管理料の積算根拠はどの質疑に対し、当局より、ひまわり社については平成19年度から指定管理している。当初は20人の定員に対して8.3人だったが、順調に稼働率がアップしている。今年度は64%だが、これから5年間で平成28年度には稼働率90%まで上げる予定になっている。稼働率のアップにより利用料収入が増えていくので、指定管理料は減っていくことになり、29年度にはゼロにしたい。目標を達成できない場合は、これまでの剰余金の活用を考えているとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第153号平成23年度横手市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、広域化に対する現状についての質疑がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第154号平成23年度横手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第155号平成23年度横手市介護保険特別会計補正予算（第3号）及び議案第156号平成23年度横手市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）について、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第157号平成23年度横手市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第2号）について、主

な質疑と答弁を申し上げますと、システム統一のメリットはどの質疑に対し、当局より、老健おおりの情報システムが他の4つの施設と違っていた。システムが統合されることによって情報の共有化、一元管理が可能になる。請求事務、ケアプラン作成業務の迅速化、効率化が図れる。また、場合によっては、人事異動においても効率的なものが得られるとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第158号平成23年度横手市介護老人保健施設特別会計補正予算（第2号）について、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第159号平成23年度横手市指定通所介護事業特別会計補正予算（第2号）について、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第160号平成23年度横手市障害者支援施設特別会計補正予算（第2号）について、主な質疑と答弁を申し上げますと、給食の委託についてとの質疑に対し、当局より、厨房をすべて改修するので工事期間中は委託することとした。ただし、御飯とみそ汁だけはユー・ホップの炊事場を使って提供し、おかずだけを委託するものであるとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第163号平成23年度横手市病院事業会計補正予算（第1号）について、主な質疑と答弁を申し上げますと、大森病院の院内保育所についてとの質疑に対し、当局より、職員から要望があり、院内保育所を来年度建設することで今回の補正に設計料を計上している。ただ、スタート当初は15名程度を予想していて、病後児保育、一時保育、延長保育を行うことでその運営方法等について検討中である。入所する児童も検討中だが、できれば健康の丘に勤務している職員に限定するということが計画している。それ以上広げることについては、横手市保育所整備計画との整合性と経営的負担などもあるので、協議しながら今後検討したいと考えているとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、陳情23第18号介護職員待遇改善交付金の継続を求めることについて、意見はなく、立身万千子委員より賛成の立場で、4月から改正されるという介護保険制度にのっとって市町村の介護関連事業も制約を受けると思う。介護職員の医療行為の規制緩和や、訪問介護が60分から45分と単位も減らされることなどから、介護職員の離職者がさらに増えることが懸念される。せめて待遇改善を介護報酬によらないで、税金からの介護報酬ということ为国が保障しなければ、在宅介護にシフトした法律も崩れてしまうことから、この陳情の願意は妥当と思うとの討論がありました。

本陳情について、起立採決の結果、起立全員により願意を妥当と認め、採択すべきものと決定いたしました。

次に、陳情23第19号大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求めることについて、意見はなく、立身万千子委員より賛成の立場で、秋田県内において、県北に比べて比較的ドクター初め医療従事者が定着していると言われているこの横手市においても、総合病院の全部の診療科にドクターが配属さ

れているわけではない。看護婦さんたちも、勤務時間の延長は当たり前のように行われている場面に遭遇することが多い。したがって、それを打開するために地域医療を守る基盤整備を切望しているので、この陳情は願意妥当と思うとの討論がありました。

本陳情について、起立採決の結果、起立少数で不採択とすべきものと決定いたしました。

次に、陳情23第22号「地方消費者行政充実のための国による支援に関する意見書」の採択等を求めることについて、討論はなく、起立採決の結果、起立多数により願意を妥当と認め、採択すべきものと決定いたしました。

次に、陳情23第23号横手市ごみ処理場建設について、小沢秀宏委員より賛成の立場で、議会でも当初においては不採択だった。何回か関係者の方々、それからたくさんの方々のお話を聞いたり、会場に足を運んだりしたが、何といても市当局の説明が余りにも不十分である。この状況の中で今建設場所を決定することは理解できないので、現状の段階においてこういう場所に建設しないでくださいということについては賛成したいと思うとの討論がありました。

また、佐々木喜一委員より反対の立場で、我々議員が判断するときが一番心得なければならないのは法律であり、指針であり、ガイドラインなどと思っている。意図とする願意はわからないわけではないが、今横手市はその法律の指針のもとにこの建設に進んでいる。そして、法律上はクリアできる時間を置きながら新しい段階に踏み込もうとしている。横手市には農耕地が近くにない場所はほとんどないと考えるし、ガイドラインにおいて距離的なものも含め問題ない範囲だと今までは理解してきた。ただ、環境調査の結果がまだ届いていないのでどうなるかわからないが、また、説明の部分に不備があったと認めるが、今こうして進んでいる中でこの願意を認めることは、今後のごみ建設について新しい苦勞をすることになる。この陳情には、横手市のごみはほかに持っていけというような意味も含まれているので反対したいと思うとの討論がありました。

本陳情について、起立採決の結果、起立少数で不採択とすべきものと決定いたしました。

次に、陳情23第24号横手市ごみ処理場建設計画についての説明の徹底を求めることについて、主な意見を申し上げますと、陳情書の文言に、旧市町村単位で徹底的に説明いただくとあるが、合併して6年たって、本当は横手市全体をどうやってよくしていくのかという見地に市民は立たなくてはいけない時期だと思う。そういう面ではこの文言はいかなものかと思うとの意見がありました。

立身万千子委員より賛成の立場で、議会で陳情が否決されて1年経過した現在でさえ不満、不安、疑問を呈する市民がこれだけいるということは、やはり徹底した説明がなされてこなかったと判断せざるを得ない。そういう意味では誠心誠意、市長が説明することを求めて、この陳情の願意は妥当と認めるとの討論がありました。

本陳情について、起立採決の結果、起立多数により願意を妥当と認め、採択すべきものと決定いたしました。

次に、陳情23第25号横手市ごみ処理統合施設建設については、さきに議決した陳情23第23号と同趣旨

のものでありますので、これと同一の議決をしたものとみなし、不採択とすべきものと決定いたしました。

次に、陳情23第26号無年金者・低年金者への基礎年金国庫負担分3万3千円の支給を求めることについて、意見はなく、立身万千子委員より賛成の立場で、無年金者、低年金者が年金支給を求めることに對し自己責任だという意見があるが、それは乱暴な批判だと思う。年金は50年の間に時の政府によって方針が変わっており、現在年金を受給できる人もいれば、大変な苦勞をして長年納めてきた人など、状況はさまざまである。でも、今を生きていかなければいけないという切実な願望が出されたものと受けとめるので、この陳情は願意妥当と認めるとの討論がありました。

本陳情について、起立採決の結果、起立少数で不採択すべきものと決定いたしました。

次に、陳情23第27号年金受給資格期間を10年に短縮することを求めることについて、意見はなく、小沢秀宏委員より賛成の立場で、現状から、私はこの陳情は妥当であると思うとの討論がありました。

本陳情について、起立採決の結果、起立多数により願意を妥当と認め、採択すべきものと決定いたしました。

次に、陳情23第28号消費税によらない最低保障年金制度の創設を求めることについて、意見はなく、立身万千子委員より賛成の立場で、日本の政府が考えている消費税は、世界に類を見ない国民の間の格差を広げるひどいものだ。諸外国の付加価値税とは違って生活必需品に課税を増やすもので、やはり認められないと思う。財源は、大資産家の証券優遇税制の見直しや大企業の法人税の減税を取りやめることで十分確保が可能である。したがって、この陳情の願意は妥当と認めるとの討論がありました。

本陳情について、起立採決の結果、起立少数で不採択とすべきものと決定いたしました。

以上をもちまして報告を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○佐藤清春 議長 ただいまから委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議題となっております案件中、陳情を除く議案12件について採決いたします。

議案12件は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案12件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議題となっております案件中、陳情23第18号介護職員待遇改善交付金の継続を求めることについてを起立により採決いたします。

本陳情に対する委員長の報告は採択であります。本陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○佐藤清春 議長 起立全員であります。したがって、陳情23第18号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

次に、議題となっております案件中、陳情23第19号大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求めることについてを起立により採決いたします。

本陳情に対する委員長の報告は不採択であります。したがって、原案について採決いたします。

本陳情は採択することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○佐藤清春 議長 起立少数であります。したがって、陳情23第19号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、議題となっております案件中、陳情23第22号「地方消費者行政充実のための国による支援に関する意見書」の採択等を求めることについて、起立により採決いたします。

本陳情に対する委員長の報告は採択であります。本陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○佐藤清春 議長 起立全員であります。したがって、陳情23第22号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

次に、議題となっております案件中、陳情23第23号横手市ごみ処理場建設についてを起立により採決いたします。

本陳情に対する委員長の報告は不採択であります。したがって、原案について採決いたします。

本陳情は採択することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○佐藤清春 議長 起立少数であります。したがって、陳情23第23号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、議題となっております案件中、陳情23第24号横手市ごみ処理場建設計画についての説明の徹底を求めることについてを起立により採決いたします。

本陳情に対する委員長の報告は採択であります。本陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○佐藤清春 議長 起立多数であります。したがって、陳情23第24号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

次に、議題となっております案件中、陳情23第25号横手市ごみ処理統合施設建設について申し上げます。

既に同じ内容の陳情23第23号が不採択とされておりますので、陳情23第25号横手市ごみ処理統合施設建設については不採択されたものとみなします。

次に、議題となっております案件中、陳情23第26号無年金者・低年金者への基礎年金国庫負担分3万3千円の支給を求めることについてを起立により採決いたします。

本陳情に対する委員長の報告は不採択であります。したがって、原案について採決いたします。

本陳情は採択することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○佐藤清春 議長 起立少数であります。したがって、陳情23第26号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、議題となっております案件中、陳情23第27号年金受給資格期間を10年に短縮することを求めることについてを起立により採決いたします。

本陳情に対する委員長の報告は採択であります。本陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○佐藤清春 議長 起立多数であります。したがって、陳情23第27号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

次に、陳情23第28号消費税によらない最低保障年金制度の創設を求めることについてを起立により採決いたします。

本陳情に対する委員長の報告は不採択であります。したがって、原案について採決いたします。

本陳情は採択することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○佐藤清春 議長 起立少数であります。したがって、陳情23第28号は不採択とすることに決定いたしました。

◎議案第132号～議案第161号の委員長報告、質疑、討論、採決

○佐藤清春 議長 日程第27、議案第132号横手市中小企業融資あっせんに関する条例の一部を改正する条例より日程第43、議案第161号平成23年度横手市市営温泉施設特別会計補正予算（第3号）までの17件を一括議題といたします。

産業経済常任委員長の報告を求めます。産業経済常任委員長。

【産業経済常任委員長（2番佐藤誠洋議員）登壇】

○佐藤誠洋 産業経済常任委員長 産業経済常任委員会委員長報告をいたします。

今定例会において産業経済常任委員会に付託になりました議案17件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

初めに、議案第132号横手市中小企業融資あっせんに関する条例の一部を改正する条例について、主な質疑と答弁を申し上げますと、延長期間を3年間とした理由はどの質疑に対し、当局より、市内の金融機関や商工団体と話し合いを持った。その中で、経済状況は緩やかな回復基調にあるとしながらも、リーマンショック前までは戻っていないことから考えて、少なくとももう3年間は事業継続しなければ中小企業の皆さんにとっては厳しいだろうという意見が大半だった。これを受けて検討した結果であるとの答弁がありました。

また、リーマンショック後の貸し付け件数合計894件は当初予想と比較してどうか、また、借りかえや償還できなくなったケースはあるかとの質疑に対し、当局より、件数、金額ともほぼ想定した数字となっている。借りかえの件数は45件となっている。また、平成22年度の損失補償件数は5件となっており、本制度を利用しても償還が難しくなるケースもあるとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第135号公の施設の指定管理者の指定について、あいの温泉鶴ヶ池荘の主な質疑と答弁を申し上げますと、指定管理者を公募しなかった理由はどの質疑に対し、当局より、合併前から温泉施設を運営するため、旧市町村が第3セクターを設立し運営してきた経緯がある。市には温泉施設と第3セクターを維持運営する責任がある。また、雇用や資材の調達など地域経済にも貢献してきた。これらを勘案して今回は公募しないこととしたが、次回からは必ず公募する。また、その旨を指定管理者にも周知し、公募が行われることを意識した経営に努めていただく。さらには、審議会の開催方法について見直し、選定の透明性を確保するよう改善していきたいとの答弁がありました。

また、指定管理全体に言えることだが、指定管理料の算定やそのあり方などに対し、明確な基準、方針が必要である。それらはいつまで示せるのかとの質疑に対し、当局より、県のガイドラインなどを参考にしながら来年12月までには責任を持って提示するとの答弁がありました。

また、指定管理の方針や基準を示すことにより現行を見直した場合、指定管理料の変更はあり得るかとの質疑に対し、当局より、各年度の指定管理料を固定した契約を結びたい。経営状況による指定管理料の変更はない。他自治体の例を見れば、指定管理を行った指定管理者の収益が上がった場合、その収益の一部を自治体に還元する手法を取り入れているところもあるようだ。経営努力の結果でもあり、そのようなことが適当かも考慮しながら検討の対象としたい。温泉施設については5つの指標を設けて現状を分析することとしており、3年間の指定管理期間を、指標改善に向かって経営努力していただく期間として頑張ってもらいたいとの答弁がありました。

このほか、経営の体制などについて質疑がありました。

討論では、小野正伸委員より賛成の立場で、現時点で施設を廃止することは住民福祉の観点からできないことである。大きな課題である施設のあり方の指針については、これから庁内一体となって来年12

月までには策定、提示するということであるので賛成するとの討論がありました。

本案について、起立採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第136号公の施設の指定管理者の指定について（横手市大雄ふるさとセンター1号館・3号館）は、人件費の増加理由はとの質疑に対し、当局より、この指定管理者は指定管理のほか、特産品に関する部門も有している。人件費については主に特産品部門の増加であり、特産品開発強化により指定管理部門を補うものであるとの答弁がありました。

本案について討論はなく、起立採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第137号公の施設の指定管理者の指定について（真人山荘）は、指定管理料を減額しようとする理由はとの質疑に対し、当局より、今後仕出し、ケータリングなどの部門において業務の拡大が見込まれることによるとの答弁がありました。

本案について討論はなく、起立採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第139号公の施設の指定管理者の指定について（上畑温泉ゆーらく）は、年間経費と開店資金はどれくらいかとの質疑に対し、当局より、年間約2,000万円の経費となっている。開店資金としてはその2カ月分ほどと見込んでいるとの答弁がありました。

本案について討論はなく、起立採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第140号公の施設の指定管理者の指定について（上畑温泉さわらび）は、指定管理全体に共通することだが、申請内容の検討や指定管理料の決定には、実情を把握するためにも、申請者や所管する地域局の担当者も一緒になって全体で協議すべきである。指定管理に関する業務には多くの部署がかかわっているようだが、それぞれが担当する部分のみを進めており、連携がないように感じる。これまで申請者が協議に同席したことはあったか、なかったとすれば今後改善する考えはあるかとの質疑に対し、当局より、これまでの協議に指定管理者側の代表者が参加したことはなかった。このことは申請のときばかりではなく、日ごろから指定管理の状況をチェックするという点からも大事なことである。これに関してはすぐにも取り組めることであり、指定管理の状況を把握し、公表できる体制づくりを進めたいとの答弁がありました。

本案について討論はなく、起立採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第141号公の施設の指定管理者の指定について、まめでらが～道の駅十文字はさまざまなイベントの開催など集客への努力が見られる。成功事例としてほかの指定管理者とも交流し、積極的な情報交換をするべきと思うがどうかとの質疑に対し、当局より、農産物の販売やにぎわいの創出という面で効果を上げている施設であり、情報交換の機会を設けるよう検討したいとの答弁がありました。

本案について討論はなく、起立採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第142号公の施設の指定管理者の指定について（観光物産センター蔵の駅旧石平金物店）は、事業収入の内容はとの質疑に対し、当局より、観光協会が行う物産販売を見込んでいるとの答弁がありました。また、蔵の駅を移転した理由はとの質疑に対し、当局より、これまで個人所有の建物を借りて運営していたが、現在の旧石平金物店を市で取得したことから有効利用を図るためであるとの答弁がありました。

本案について討論はなく、起立採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第143号公の施設の指定管理者の指定について（東槻多目的集落集会所・桑ノ木多目的集落集会所・三ツ屋多目的集落集会所）及び議案第145号公の施設の指定管理者の指定について（天下森ふれあい農園・上畑ふるさと公園）は、質疑、討論はなく、起立採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第146号公の施設の指定管理者の指定について（地域ふれあい施設たかね・農香庵）は、指定管理者側の状況に不安な部分がある、指定することに問題はないかとの質疑に対し、当局より、施設を運営するために合併前の旧市町村が設置した会社であり、それらは市が引き継いで運営する責任があるとの観点から、今回の指定管理については継続の判断をしたとの答弁がありました。

本案について討論はなく、起立採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第147号公の施設の指定管理者の指定について（横手市山内地場産品直売施設）は、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第148号公の施設の指定管理者の指定について（特産品生産施設・穀類乾燥貯蔵施設）は、施設の職員数はとの質疑に対し、当局より、個別に常駐する職員はいない、人件費については指定管理者側の人件費のうち、各施設を管理する部分として案分計上しているとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第149号公の施設の指定管理者の指定について（横手市国産材需要開発センター）は、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第150号公の施設の指定管理者の指定について（外畑牧場）は、放牧頭数が昨年は15頭、今年は延べ7頭とのことだが、このまま減少し、指定管理の期間内に放牧牛がいなくなるということはないかとの質疑に対し、当局より、来年度に向け畜産農家を訪問し放牧頭数を増やす方向で協議中であるとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第151号平成23年度横手市市営温泉施設特別会計への繰入額の変更については、質疑、討

論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第161号平成23年度横手市市営温泉施設特別会計補正予算（第3号）について、燃料の高騰が続いており下がる見込みがない。灯油、重油を利用するボイラーから、電気を利用するヒートポンプへの切り替えなどを検討してみてはどうかとの質疑に対し、当局より、これまでその効果について試算したことはなかった。ヒートポンプの性能もかなり向上していると聞いている。ボイラーの運転時間や施設の運営形態、ほかのエネルギー活用なども含め、燃料費節減の検討をしていきたいとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして報告を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○佐藤清春 議長 ただいまから委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議題となっております案件中、議案第135号公の施設の指定管理者の指定について（あいの温泉鶴ヶ池荘）を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○佐藤清春 議長 起立全員であります。したがって、議案第135号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議題となっております案件中、議案第136号公の施設の指定管理者の指定について（横手市大雄ふるさとセンター1号館・3号館）を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○佐藤清春 議長 起立全員であります。したがって、議案第136号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議題となっております案件中、議案第137号公の施設の指定管理者の指定について（真人山荘）を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○佐藤清春 議長 起立全員であります。したがって、議案第137号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議題となっております案件中、議案第139号公の施設の指定管理者の指定について（上畑温泉ゆーらく）を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○佐藤清春 議長 起立全員であります。したがって、議案第139号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議題となっております案件中、議案第140号公の施設の指定管理者の指定について（上畑温泉さわらび）を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○佐藤清春 議長 起立多数であります。したがって、議案第140号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議題となっております案件中、議案第141号公の施設の指定管理者の指定について（まめでらが～道の駅十文字）を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○佐藤清春 議長 起立全員であります。したがって、議案第141号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議題となっております案件中、議案第142号公の施設の指定管理者の指定について（観光物産センター蔵の駅旧石平金物店）を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○佐藤清春 議長 起立全員であります。したがって、議案第142号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議題となっております案件中、議案第143号公の施設の指定管理者の指定について（東槻多目的集落集会所・桑ノ木多目的集落集会所・三ツ屋多目的集落集会所）を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○佐藤清春 議長 起立全員であります。したがって、議案第143号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議題となっております案件中、議案第145号公の施設の指定管理者の指定について（天下森ふれあい農園・上畑ふるさと公園）を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○佐藤清春 議長 起立全員であります。したがって、議案第145号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議題となっております案件中、議案第146号公の施設の指定管理者の指定について（地域ふれあい施設たかね・農香庵）を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○佐藤清春 議長 起立全員であります。したがって、議案第146号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、既に議決されております10件を除く7件について採決いたします。

7件は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、7件は委員長の報告のとおり可決されました。暫時休憩いたします。再開は午後1時10分といたします。

午前11時40分 休憩

午後 1時10分 再開

○佐藤清春 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第125号～議案第164号の委員長報告、質疑、討論、採決

○佐藤清春 議長 日程第44、議案第125号横手市建築審査会条例より日程第49、議案第164号平成23年度横手市水道事業会計補正予算（第4号）までの6件を一括議題といたします。

建設常任委員長の報告を求めます。建設常任委員長。

【建設常任委員長（25番佐藤功議員）登壇】

○佐藤功 建設常任委員長 建設常任委員会委員長報告を行います。

今定例会において建設常任委員会に付託になりました議案6件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

初めに、議案第125号横手市建築審査会条例について、主な質疑と答弁を申し上げますと、審査会委員にはどのような方を選任するのかとの質疑に対し、当局より、委員については法律、経済、建築、都市計画、公衆衛生または行政に関する経験者と規定されており、その分野の専門家を選任することになる。具体的には、大学の先生や弁護士という方々の選任を考えているとの答弁がありました。

また、一般特定行政庁への移行は県との機能合体によるものであり、県の審査会委員も移行することはないのか、あくまでも新たに選任する立場なのかとの質疑に対し、当局より、横手市として一般特定行政庁に移行し、建築確認にかかわるすべての業務を行うことになるので、市としての建築審査会を持つことになる。委員が県と全く同じということも手法としては問題ないと思うが、県の審査会に委託するということにはならないとの答弁がありました。

本案について討論はなく、起立採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第126号横手市建築基準法等関係手数料条例について、主な質疑と答弁を申し上げますと、今回県から市に権限が移譲されたことによるメリットとして、具体的にどのようなことが挙げられるのかとの質疑に対し、当局より、これまでの建築確認業務は市で申請を受理し、県に経由するという流れでいたが、権限の移譲により、経由部分がなくなるので事務処理のスピードアップが図られる。また、確認手数料が入ることや交付税算入もあるので財政上のメリットもある。加えて、開発行為等のまちづくりに対する指導についても一貫した姿勢で行政指導ができるということになるとの答弁がありました。

また、市に移行することで、専門知識を持った人材の育成や確認業務のポジションに職員を派遣する必要が出てくる。今まで確認業務を担当していた地域局の職員は併任という形で引き継ぎ、一緒に仕事をしていくのかとの質疑に対し、当局より、現在、平鹿地域振興局建築課では大仙、横手、湯沢の3エリアの確認業務を担当しており、横手の業務からは完全に撤退するが、引き続き大仙と湯沢の確認業務を行うことになる。横手市には専門知識や資格を持った職員が複数おり、また今年度からワンフロア化により県の指導を仰ぎながら業務を行っているので、一般特定行政庁に移行してもスムーズに業務を行えると考えている。ただ、有資格者は常に確保しなければならない状況にあるので、今後も有資格者の育成は重要課題になると思うとの答弁がありました。

本案について討論はなく、起立採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第127号横手市特定用途制限地域における建築物の用途の制限に関する条例について、主な質疑と答弁を申し上げますと、都市近郊型地域に指定した平鹿病院周辺は、過去に用途に対して国が

ら理解を得られなかった経緯があるが、それはクリアできたのか。また、条例の制定により、この地域の土地の流動化は進みやすい状況になるものかとの質疑に対し、当局より、平鹿病院周辺については、平成21年ごろに用途地域の指定に向けて東北農政局と事前協議を重ね、結果的に、具体的な開発計画がなければ用途の指定はできないという方針が示され、見送った経緯がある。ただ、このエリアの土地利用に対して一定の規制は必要と判断しており、今回農政局側からも理解をいただいた上で、農用地でも可能な特定用途を選択して規制をかけようとするものである。

なお、一定の制限がかかるので開発等の考え方に影響は出てくると思うが、今後、土地利用される方々が隣接地にあれば困るという建築物を類別的に提示しているものであり、一定のルールの中で適正に開発していただけるものと考えているとの答弁がありました。

また、関係者への説明についての質疑に対し、当局より、昨年から約1年間かけて8地域ごとの説明会のほか、不動産業者、測量士会、JA、商工会など各分野の方々を対象とした説明会を開催し、一定の理解をいただけてきたところである。説明会の中では、規制に対して直接反対という意見は特になく、都市近郊型の説明では、逆に用途地域にならなかったことを残念がる声も聞かれたとの答弁がありました。

また、罰則における罰金額の設定についての質疑に対し、当局より、罰金等の罰則を定める場合には法令等に基づいて検察庁との事前協議が必要になる。秋田検察庁との協議の結果、他の条例における罰金額との整合性をはかり決定した額が50万円以下となったものである。

なお、違反が明らかになった場合は市が罰金を科すのではなく、捜査機関に告発し捜査機関が条例に基づいて捜査していくことになるとの答弁がありました。

本案について討論はなく、起立採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第129号横手市行政組織条例等の一部を改正する条例について、主な質疑と答弁を申し上げますと、企業会計への移行により資金繰り等に特別な変化はあるのかとの質疑に対し、当局より、繰入金や資金繰りについて財政課と数回協議を行っている。現時点では、元利償還金に対する一般会計からの繰入金はこれまでどおり見込んでいるが、資金繰りの部分に対する一般会計からの繰入金の増額はしないので、銀行等からの一時借入金で資金繰りを行うという形になるかと思っているとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第144号公の施設の指定管理者の指定について（農村公園40箇所）の主な質疑と答弁を申し上げますと、公園の管理内容は指定しているのかとの質疑に対し、当局より、トイレや遊具の有無など個別の農村公園によって状況は違うが、総じて地域の皆さんが利用いただける状態を保つようお願いしている。委託料は面積に応じて決まっており、その中で用途を定めず良好に管理していただくことにしているとの答弁がありました。

また、質疑において、草が生い茂ったままなど管理が不十分な公園も見受けられるので、今後は定期的な巡回も含めて行政側からの指導もお願いをしたいとの意見がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、議案第164号平成23年度横手市水道事業会計補正予算（第4号）については、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして報告を終わります。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○佐藤清春 議長 ただいまから委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議題となっております案件中、議案第125号横手市建築審査会条例を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○佐藤清春 議長 起立全員であります。したがって、議案第125号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議題となっております案件中、議案第126号横手市建築基準法等関係手数料条例を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○佐藤清春 議長 起立全員であります。したがって、議案第126号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議題となっております案件中、議案第127号横手市特定用途制限地域における建築物の用途の制限に関する条例を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○佐藤清春 議長 起立全員であります。したがって、議案第127号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、既に議決されております3件を除く3件について採決いたします。

3件は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、3件は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第128号～陳情23第20号の委員長報告、質疑、討論、採決

○佐藤清春 議長 日程第50、議案第128号横手市空き家等の適正管理に関する条例より日程第57、陳情23第20号社会保障と税の一体改革の中止を求めることについてまでの8件を一括議題といたします。

総務文教常任委員長の報告を求めます。総務文教常任委員長。

【総務文教常任委員長（23番播磨博一議員）登壇】

○播磨博一 総務文教常任委員長 総務文教常任委員会委員長報告を行います。

今定例会において総務文教常任委員会に付託になりました議案5件、陳情3件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

初めに、議案第128号横手市空き家等の適正管理に関する条例について、主な質疑と答弁を申し上げますと、空き家の屋根の雪に関する指導や勧告を行う際の基準についての質疑に対し、当局より、積雪については単純に何センチ以上というような規定はできないため、実際の運用をどうするのか協議を重ねている。危険の度合いや被害の影響などについては、専門家を招いて目ぞろえを行うことも考えられる。各地域局から情報を持ち寄りながらすり合わせを進め、早急に一定の指針を作成していくとの答弁がありました。

また、行政代執行が規定されていないことについての質疑に対し、当局より、行政代執行をあえて条文化しなくとも行政代執行法の規定により代執行できることが担保されている。市は住民と直接的に接する機関であるため、行政代執行や裁判の提訴など行政による強権な発動を行う際には相当慎重に取り扱わなければならないと考えている。条例の規制によって、すべての倒壊家屋や空き家を行政が公費を投入して処理できるわけではないことや、行政代執行を条文に盛り込まなかった理由などについて、市民の理解が得られるよう努めていきたいと考えている。この条例を使える部分についてはこの条例を適用し、一般の市民相談など、この条例を利用できない部分については法律等を参酌しながら適宜対処していきたいとの答弁がありました。

このほか空き地の環境保全、常備消防団との連携などについての質問や、空き家の所有者の中には、それを持つことによって固定資産税等で苦勞されている方々もいる。さまざまなパターンが考えられるが、場合によってはそのような方々から固定資産を譲渡してもらい、雪寄せ場所等に充てることなど解決できる問題も相当数あるかと思われる。公費の投入には何といたっても市民の理解が欠かせないので、利用価値などについてきちんとした精査を行いながら検討してみたいとの意見がありました。

本案について討論はなく、起立採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第133号横手市公民館設置条例及び横手市立図書館設置条例の一部を改正する条例について、主な質疑と答弁を申し上げますと、大雄地域の公民館、図書館の現状についての質疑に対し、当局より、本庁移転に伴い大雄庁舎の利活用の観点から地域づくり協議会、集落座談会等で協議したところ、エレベーターがないため3階にある公民館まで高齢者が上がっていくには大変であること、研修室が1室しかないため利用が1団体に限られてしまうこと、さらには現在の図書館の面積は92.4平方メートルと狭いため本棚で埋まっており、閲覧スペースがないことなどについて改善をしてほしいというさまざまな意見が出されました。要望があった諸所の不都合を解消するために、大雄ふるさとセンター2号館に設置している公民館、図書館を、現在あいている庁舎の2階と大雄農業団地センターへ移転するよう検討したものであるとの答弁がありました。

このほか、大雄ふるさとセンター2号館の維持管理費についての質問や、移転後の適正な人員配置や蔵書のあり方、図書館機能などについての見直しも検討してほしいとの意見がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第134号横手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び横手市スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例について、主な質疑と答弁を申し上げますと、審議会の委員の任期の特例についての質疑に対し、当局より、改正により経過措置が必要になるための条文を規定している。適用は1回だけになる。今後条文は自動的になくなるものではなく、この条例の中に残っていく形で運用していくことになるとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第162号平成23年度横手市西成瀬財産区特別会計補正予算（第1号）について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第166号財産の取得について、緊急告知FMラジオ購入について、主な質疑と答弁を申し上げますと、防災行政無線の代替として考えるのなら全戸配布すべきでないのかとの質疑に対し、当局より、地震の緊急放送と同じように災害時、緊急時に、あらかじめ自治体が登録すれば横手市全域をカバーする範囲で500文字以内のメールを一斉に配信できるエリアメールという方法がある。現在はNTTだけの運用だが、ソフトバンクでは来年2月から、auでは来春からということで展開を進めている。

緊急告知FMラジオ設置事業は今年度と来年度の2カ年を計画しており、今後実施予定のアンケート調査の結果も考慮しながら事業を組み立て直さなければいけない部分もあるが、エリアメールの有効活用をあわせて進めていくことにより、市からの緊急情報を瞬時に市民へお知らせできるものと考えているとの答弁がありました。

また、今回の配布対象と今後の配布計画についての質疑に対し、当局より、2カ年だけでは難しいが、災害発生時に中核となって実際行動できるすべての方々へ配布するのが理想形だと考えており、それに

向かって幅広く検討していきたい。今回は高齢者世帯と障がい者世帯のほか、要援護者を支援する側の市民として消防団284台、民生児童委員311台、町内会768台のおよそ約1,300台を配布対象とすることを検討しており、それ以外については24年度中に配布計画を示していきたいと考えているとの答弁がありました。

また、緊急告知ラジオの配布方法についての質疑に対し、当局より、地元の業者への配布委託が可能であると仕様書には記載している。配布業者が決まり次第、説明会を開いてサポートすることも考えている。配布後には配布を受けた方々からアンケートに協力してもらい、クレームがあれば市が直接対応に当たっていくこととしたいとの答弁がありました。

また、有事の際の誘導マニュアルについての質疑に対し、当局より、今年3月の大震災以降、市民としての危機管理について検討を進めている。法律に基づく防災会議の中での各部局ごとの初動マニュアル、市全体の防災計画、住民向けのマニュアルなど個別の計画についてそれぞれを見直し、国や県の計画との整合性も考慮しながら、安全、安心ということで現在検討を加えているとの答弁がありました。

また、代理店契約が必要なことを仕様書に提示しておきながら、入札参加資格のある全社へ案内を出したことで混乱を招いたのではないかの質疑に対し、当局より、入札指名については今回に限らず原則、指名対象となる事業者全社へ指名通知を出している。仕様書の中身を詳細に検討した上での特定の業者の指名という形は原則とっていない。全く公平、公正な立場で契約締結伺いを受けて、契約審査会や入札の日程等を決定して執行を行っている。今回もこれまでと同じように、物品の申し込み業者のうち家電製品に申請のあった全23者を契約審査会で指名して、同一時に指名の通知をしたものだ。指名業者のうち何者が応札できるかということまでは関知していないし、入札結果としてのこのような事例は過去にも数件見られたので異常な事態という認識はなかったとの答弁がありました。

討論では、木村清貴委員より反対の立場で、1点目は実質このラジオを配ることによって防災力が高まるとか、高齢者や障がい者の福祉に役立つのかという観点が全く検討されていないこと、その政策がないうちにラジオを購入して配るという部分について疑問を感じる。

2点目は、入札方法に疑念がある部分について完全には払拭できていないこと、以上の理由から一回見送って政策をきっちり仕上げ、機種変更も視野に入れながらも一度やり直すべきだとの討論がありました。

本案について、起立採決の結果、起立多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、陳情23第16号社会保障と税の一体改革による消費税増税を行わないよう国に求めることについて及び陳情23第17号原子力発電所の廃止・再生可能エネルギーによる発電の推進を国に求めることについての2件について、意見、討論はなく、採決の結果、願意を妥当と認め、採択すべきものと決定いたしました。

次に、陳情23第20号社会保障と税の一体改革の中止を求めることについて、主な意見を申し上げますと、社会保障と税の一体改革は国において待ったなしの改革であり、その部分については議論が必要だ

と思われるため、不採択されるべきと考えるとの意見がありました。

本陳情について討論はなく、起立採決の結果、起立少数で不採択とすべきものと決定いたしました。

以上をもちまして報告を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○佐藤清春 議長 ただいまから委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議題となっております案件中、議案第128号横手市空き家等の適正管理に関する条例を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○佐藤清春 議長 起立全員であります。したがって、議案第128号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議題となっております案件中、議案第166号財産の取得について、緊急告知FMラジオ購入を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○佐藤清春 議長 起立多数であります。したがって、議案第166号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、既に議決されております2件及び陳情を除く3件について採決いたします。

3件は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、3件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議題となっております案件中、陳情23第17号原子力発電所の廃止・再生可能エネルギーによる発電の推進を国に求めることについてを起立により採決いたします。

本陳情に対する委員長の報告は採択であります。本陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○佐藤清春 議長 起立多数であります。したがって、陳情23第17号は委員長の報告のとおり採択するこ

とに決定いたしました。

次に、議題となっております案件中、陳情23第20号社会保障と税の一体改革の中止を求めることについてを起立により採決いたします。

本陳情に対する委員長の報告は不採択であります。したがって、原案について採決いたします。

本陳情は採択することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○佐藤清春 議長 起立少数であります。したがって、陳情23第20号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情23第16号を採決いたします。

本陳情は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、陳情23第16号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

◎議案第152号の委員長報告、質疑、討論、採決

○佐藤清春 議長 日程第58、議案第152号平成23年度横手市一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

一般会計予算特別委員長の報告を求めます。一般会計予算特別委員長。

【一般会計予算特別委員長（16番佐々木誠議員）登壇】

○佐々木誠 一般会計予算特別委員長 一般会計予算特別委員会委員長報告をいたします。

今定例会において一般会計予算特別委員会に付託になりました議案1件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

議案第152号の審査については、11月28日に一般会計予算特別委員会を開催し、各常任委員会の所管に関する事項を審査する総務文教、厚生、産業経済、建設の4つの分科会を設置し、審査案件をそれぞれの分科会に委嘱いたしました。各分科会の審査は12月8日に行われました。先ほど開催した一般会計予算特別委員会における各分科会長の報告は、すべて原案のとおり可決すべきものであります。

本案について質疑、討論はなく、起立採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして報告を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○佐藤清春 議長 ただいまから委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議案第152号平成23年度横手市一般会計補正予算（第7号）を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○佐藤清春 議長 起立全員であります。したがって、議案第152号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎青少年問題協議会委員の指名について

○佐藤清春 議長 日程第59、青少年問題協議会委員の指名を行います。

青少年問題協議会委員の指名については、横手市青少年問題協議会設置条例第3条第2項第1号の規定により、高橋聖悟議員、土田百合子議員、立身万千子議員、播磨博一議員、阿部正夫議員、以上5名を指名したいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました5名の議員を青少年問題協議会委員に指名することに決定いたしました。

議会運営委員会開催のため、暫時休憩いたします。

午後 1時48分 休憩

午後 3時00分 再開

○佐藤清春 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議会案第9号の上程、討論、採決

○佐藤清春 議長 日程第60、議会案第9号社会保障と税の一体改革による消費税増税に反対する意見書を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会案第9号については、会議規則第37条第3項の規定により、趣旨説明並びに委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議会案第9号については趣旨説明並びに委員会の付託を省略することに決定いたしました。

議会案第9号は議員全員による提出並びに賛成でありますので、質疑はないものとして直ちに討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議会案第9号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議会案第9号は原案のとおり可決されました。

◎議会案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○佐藤清春 議長 日程第61、議会案第10号原子力発電所の廃止・再生可能エネルギーによる発電の推進を求める意見書を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会案第10号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議会案第10号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

趣旨説明を求めます。23番播磨博一議員。

【23番（播磨博一議員）登壇】

○23番（播磨博一議員） 原子力発電所の廃止・再生可能エネルギーによる発電の推進を求める意見書の提案理由を申し上げます。

2011年3月11に発生した東北地方太平洋沖地震による福島原子力発電所事故から半年以上が経過しましたが、事故はいまだに収束せず、今も多くの福島県民が避難生活を余儀なくされています。また、原発従事者の被曝問題、避難者の健康障害など2次被害の問題も深刻になっています。避難者が第1に望んでいることは3月11日の事故以前の生活に戻ることです。この機会に、日本の電力については原子力発電への依存をやめ、再生可能エネルギーによる発電へ大転換を図るべきです。多くの地域で多様な再生可能エネルギーによる発電が行われれば新たな産業となり、雇用が生まれる可能性もあります。よって、原発は期限を切って廃止し、再生可能エネルギーによる発電を推進するよう地方自治法第99条の規定により意見書を提出しようとするものです。

議員各位のご賛同をお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○佐藤清春 議長 ただいまから提出者に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議会案第10号を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○佐藤清春 議長 起立多数であります。したがって、議会案第10号は原案のとおり可決されました。

◎議会案第11号の上程、討論、採決

○佐藤清春 議長 日程第62、議会案第11号介護職員待遇改善交付金の継続を求める意見書を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会案第11号については、会議規則第37条第3項の規定により、趣旨説明並びに委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議会案第11号については趣旨説明並びに委員会の付託を省略することに決定いたしました。

議会案第11号は議員全員による提出並びに賛成でありますので、質疑はないものとして直ちに討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議会案第11号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議会案第11号は原案のとおり可決されました。

◎議会案第12号の上程、討論、採決

○佐藤清春 議長 日程第63、議会案第12号地方消費者行政充実のための国による規制に関する意見書を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会案第12号については、会議規則第37条第3項の規定により、趣旨説明並びに委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議会案第12号については趣旨説明並びに委員会の付託を省略することに決定いたしました。

議会案第12号は議員全員による提出並びに賛成でありますので、質疑はないものとして直ちに討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議会案第12号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議会案第12号は原案のとおり可決されました。

◎議会案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○佐藤清春 議長 日程第64、議会案第13号年金受給資格期間を10年に短縮することを求める意見書を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会案第13号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議会案第13号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

趣旨説明を求めます。28番阿部正夫議員。

【28番（阿部正夫議員）登壇】

○28番（阿部正夫議員） 年金受給資格期間を10年に短縮することを求める意見書の提案理由を申し上げます。

公的年金制度の問題の一つは、膨大な数の無年金、低年金者がいることです。厚生労働省の資料でも、受給資格期間25年を今後満たす見通しのない人を含めて、無年金者は118万人もいます。その要因に挙げられるのは長過ぎる受給資格期間です。また、この間、終身雇用制度から、転職を繰り返して定年を迎えるなど労働環境が大きく変わりました。こうした中では、長期にわたる年金記録期間が、消えた年金問題の原因ともなります。国民が安心して老後を過ごせるようにするため、無年金者を生み出す原因の一つである25年の資格期間を10年に短縮する法整備を早急に行うよう、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出しようとするものです。

議員各位のご賛同をお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○佐藤清春 議長 ただいまから提出者に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議会案第13号を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○佐藤清春 議長 起立多数であります。したがって、議会案第13号は原案のとおり可決されました。

◎議会派遣の件

○佐藤清春 議長 日程第65、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本件については会議規則第160条の規定により、お手元に配付いたしました議員派遣の件のとおり決定いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、本件はお手元に配付いたしました議員派遣の件のとおり決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま可決されました議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取り扱いを議長にご一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、そのように決定いたしました。

◎閉会の宣告

○佐藤清春 議長 これで平成23年第8回横手市議会12月定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後 3時12分 閉会

